3　地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第六条の十一第二項	徴収取扱費基礎額	平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
	金額	金額との合計額
法附則第九条の七	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月
	当該徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月
附則第六条の十二	当該徴収取扱費算定期間の次	同年六月から八月まで
	徴収取扱費基礎額	平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項	各期間（以下この条	各期間（次項
	、当該各徴収取扱費算定期間内	、平成二十九年三月に法第七十二条の百三第三項及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の地方税法等改正法附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）附

		第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）		
地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）		
地方税法等改正法	地方税法等改正法	法第七十二条の百四及び
旧地方税法	（同年四月及び五月	
還付金等（法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）		
徴収取扱費基礎額	平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	
金額	金額との合計額	
則第二条の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項	平成二十八年十二月から平成二十九年二月までの徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四及び地方税法附則第二条の規定によりなお従前の例により当該道府県に納付された額（次項において「当該納付された額」という。）を加算した額（同項において「加算した額」という。）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七第一項の規定により読み替えて適用される法附則第九条の七第一項の規定	